

令和2年度千葉県農業生産工程管理推進事業補助金交付候補者の募集について

1 事業の目的・概要

本事業は、県内農場の国際水準GAP認証の取得拡大に向け、地域のモデルとなる農業者等を対象に、認証取得に必要な環境整備や審査費用の補助を行うことを目的に実施します。

2 事業実施主体

農業者、農事組合法人、農地所有適格法人等

3 事業内容

(1) 認証審査

GAP認証の取得に必要な審査の受審の取組

(2) 認証取得に係る環境整備

GAP認証取得に必要な次のアからウに掲げる取組

ア 残留農薬等の分析

イ ICTを活用してGAP認証の取得に必要な作業工程管理を入力し、又は技術者等からのガイダンスを受信するシステムの導入。ただし、ICTシステム導入のための初期設定料（ICTシステム機器の購入・リース費用を除く。）及びシステム利用料に限ります。

ウ 設備改修資材の導入の取組。ただし、農薬保管庫やトイレ等の施設整備を除きます。また、取得単価が50万円未満のものに限るものとします。

(3) 研修指導の受講

GAP認証の取得に必要な研修指導の受講の取組

4 補助率

(1) 事業費の定額（支援額の上限は下表のとおり）

認証の種類	支援額の上限
GLOBALG. A. P.	295 千円
ASIAGAP	150 千円
JGAP	130 千円

(注1) 上限額は税抜き額になります。

(注2) 審査費用には諸費用（登録費用、認証発行手数料等）を含むことができます。

(2) 認証審査及び研修指導の受講に係る審査員及び講師の旅費については、これとは別に支援額の上限を以下のとおりとします。

ア 認証審査に要する審査員旅費

審査の受審1日に要する旅費に限り、原則として実費の1/2の範囲内（但し、5千円を上限とする）で支援するものとします。

ただし、事業実施期間内に審査会社からの請求書に基づく事業費の確定が困難な場合に、審査の受審をもって本取組を完了したものとみなすときは、県が定める旅

費規程等に基づく旅費相当額の1/2の範囲内（但し、5千円を上限とする）において支援することも可とします。

イ 研修指導の受講に係る講師の旅費

研修指導1日に要する旅費に限り、実費の1/2の範囲内（但し、5千円を上限とする）で支援するものとします。

5 応募方法

(1) 申請方法

申請しようとする事業実施主体は、千葉県農業生産工程管理推進事業実施要領5に基づき、以下の提出書類を作成し、提出してください。

(2) 提出書類（実施要領5の（2）の規定により提出）

- ア 事業実施計画承認申請書（別記様式第1号）
- イ 事業実施計画書（別記様式第2号）
- ウ 支援対象者の概要（別記様式第3号）
- エ 誓約書・役員等名簿（別記様式第4・5号）
- オ 見積書
- カ その他知事が必要と認める書類

(3) 応募期間

令和2年6月1日（月）から7月3日（金）まで
※期限厳守。郵送の場合は必着となります。

(4) 提出先

千葉県農林水産部安全農業推進課環境農業推進室
〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 電話：043-223-2773

6 選定方法

提出された応募書類は、安全農業推進課において審査を行い、実施要領5の（3）に基づき、予算の範囲内で採択します。

7 留意事項

補助事業の実施に当たっては、「千葉県農業生産工程管理推進事業補助金交付要綱」及び「千葉県農業生産工程管理推進事業実施要領」に基づき実施していただきます。

8 その他

- (1) 支援対象となるGAP認証は、GLOBALG. A. P.、ASIAGAP 及び JGAP とします。
- (2) 事業実施年度を含めた3年間は継続して認証を取得することを確約する者であることとします。